

産業廃棄物処理業 許可申請の手引き

<処分業>

大分市 環境部 廃棄物対策課

令和 8 年 7 月改訂

目 次

1 産業廃棄物処理業（処分業）に関する申請について	1
（1） 産業廃棄物処理業（処分業）に関する許可申請	1
① 産業廃棄物処理業（処分業）の許可の種類	1
② 産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請の種類	1
③ 産業廃棄物処理施設の設置許可について	2
（2） 産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請に関する講習会	2
① 講習会の種類	2
② 講習会実施機関	2
③ 講習会受付機関	2
（3） 講習会修了証の許可申請上の取扱いについて	3
① 新規許可申請の場合	3
② 更新許可申請の場合	3
③ 変更許可申請の場合	3
（4） 許可申請の方法及び許可申請手数料について	3
（5） 欠 格 要 件	4
① 対 象 者	4
② 欠格要件	4
2 申請の要領	5
（1） 産業廃棄物処理業（処分業）許可申請に必要な書類一覧	6
① 先行許可証の写しの提出により省略できる書類について	8
② 原本照合について	9
（2） 申請書の作成要領について	9
① 申請書の作成要領	9
② 添付書類の作成要領	10
（3） 取り扱う産業廃棄物の種類	10
① 産業廃棄物の分類	10
② 特別管理産業廃棄物の分類	12
（4） 許可申請書記載例	13

お問い合わせ・申請書の提出先
大分市環境部 廃棄物対策課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電 話 097-578-7547
ファクシミリ 097-534-6252

1 産業廃棄物処理業（処分業）に関する申請について

（1）産業廃棄物処理業（処分業）に関する許可申請

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第135号。以下「廃掃法」という。）により、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事及び政令で定める市長（以下「政令市長」という。注1参照。）の許可を受けなければなりません。

許可は、業を行う都道府県及び政令市ごとに受けなければなりません。また、複数の業（産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業）を行う場合は、それぞれの業について許可が必要となります。

注1）政令で定める市とは、廃掃法施行令第27条に規定する市のことであり、地方自治法に規定する指定都市や中核市等がこれに該当します。大分県内では大分市が該当します。

① 産業廃棄物処理業（処分業）の許可の種類

廃掃法に基づく産業廃棄物処理業（処分業）の許可には以下の2つの種類があります。

○産業廃棄物処分業

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を中間処理または最終処分する業務。

○特別管理産業廃棄物処分業

特別管理産業廃棄物を収中間処理または最終処分する業務。

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物は取扱えません。

② 産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請の種類

産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請には以下の3つの種類があります。

○新規許可申請

初めて処分業を行おうとする場合、又は許可の有効期限を過ぎてしまうか、一旦廃業するなど、過去に許可を有していたが既にその許可の効力が失われているため、改めて行おうとする場合に必要な申請。

○変更許可申請

現在許可を受けている事業の範囲の変更をしようとする場合に必要な申請。

産業廃棄物処理業（処分業）の許可をすでに受けている者が事業の範囲を変更しようとする場合は、必ず事前に変更許可を受けなければなりません。（ただし、その変更が事業の一部の廃止である場合は変更届になります。）

事業の範囲の変更とは、

- ・ **取り扱う産業廃棄物の種類を追加する**
- ・ **中間処理（焼却）に中間処理（破碎）を追加する**

などの場合をいいます。変更届では手数料はかかりませんが、変更許可申請の場合は手数料が必要となります。

なお、変更許可は既に受けている許可の期限内での内部変更となるので、これによって許可の期限が延長されることはありません。

○更新許可申請

現在受けている許可の有効期間満了後も、引き続き処分業を行おうとする場合に必要な申請。産業廃棄物処理業の許可の期限は、その種類にかかわらず原則 **5年間**（優良産廃処理業者認定制度による **優良認定**又は**優良確認**を受けた場合は **7年間**）です。有効期間満了後も継続して業を行う場合は、許可の更新が必要です。

許可の更新申請については、現在の許可の有効期間内に行う必要があります。許可の更新を受けずに有効期限を過ぎてしまうと理由の如何によらず許可が失効し、その時点から当該許可に基づく業を行うことはできなくなります。引き続き業を行うには新規許可の申請をしなければなりませんので、期限切れにはくれぐれも注意してください。

③ 産業廃棄物処理施設の設置許可について

産業廃棄物の中間処理施設を設置しようとする者は、その施設の処理能力が一定規模以上である場合、施設設置予定場所を管轄する都道府県知事または政令市長の許可を受けなければなりません。また、産業廃棄物の最終処分場を設置しようとする者は、施設の規模に係らず、施設設置予定場所を管轄する都道府県知事または政令市長の許可を受けなければなりません。

施設の設置許可は、営業許可としての「処理業の許可」とは別の「施設設置に関する許可」ですので、産業廃棄物の排出事業者の委託を受けて業として産業廃棄物を処理するか、自己の排出した産業廃棄物を自ら処理するかに関わりなく、設置する施設の種類と規模・能力によって許可が必要かどうかが決まります（設置しようとする施設が廃掃法施行令第7条に規定されているものの場合、許可が必要となります。）。

また、許可を受けた施設の変更、休止、廃止、譲り受け又は借り受け、合併や分割等を行う場合にも、許認可の申請や軽微変更等の届出などの手続きが必要となります。

大分市内で産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、「大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱」に基づき、事前協議を行うようにしてください。

（２）産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請に関する講習会

産業廃棄物処理業（処分業）の許可を申請するにあたって、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分過程）を受講し、修了しておく必要があります。当講習会は産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な専門的知識と技能の修得を目的に開かれるものです。

法人の場合は、法人登記簿上の役員、もしくは廃掃法の政令で定める使用人でかつ常勤の方が受講してください。

① 講習会の種類

- 産業廃棄物の処分課程
- 特別管理産業廃棄物の処分課程
- 産業廃棄物の収集・運搬課程／処分課程
- 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程／処分課程

② 講習会実施機関……………公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

[URL] <http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

③ 講習会受付機関……………各都道府県にある産業廃棄物協会

※大分県の場合 （一社）大分県産業資源循環協会 TEL. 097-585-5421

〒870-0044 大分市舞鶴町 1-2-17 セゾン舞鶴 2F

[URL] <http://oita-sanpaikyo.or.jp/>

講習会の受講申込はインターネット申込のみ可能です。詳細については上記の日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）のホームページを確認してください。

講習会の受講や申込み等に関する問い合わせについては、受付機関（各都道府県の産業廃棄物協会）までお願いします。

（３）講習会修了証の許可申請上の取扱いについて

業の許可申請にあたっての修了証の有効期限は、新規講習会の修了証の場合は修了後5年、更新講習会の修了証の場合は修了後2年です。許可申請には有効な修了証を添付する必要があります。

許可申請に添付する修了証は以下のとおりです。

① 新規許可申請の場合

原則、新規講習会の修了証の写しを提出する必要があります。

ただし、他の自治体で既に同種の業の許可を取得している場合は、その許可証の写し（有効なもの）を添付すれば、新規許可申請時であっても更新講習会の修了証の写しの提出でかまいません。また、以下のような場合も更新講習会の写しを提出することができます。

（例）

- ・大分市の許可失効後1年以内に再度新規許可を申請する場合
- ・現在有効な許可を有する法人の役員（講習会受講者）が個人として許可を申請する場合
- ・現在有効な許可を有する個人（講習会受講者）が法人化して許可を申請する場合

② 更新許可申請の場合

新規講習会又は更新講習会の修了証の写しを提出する必要があります。

③ 変更許可申請の場合

前回の許可申請時に添付した修了証の写しを提出できますが、当該修了者がまだ在籍している場合に限ります。修了者が退職等ですでに在籍していない場合は、有効な新規講習会又は更新講習会の修了証を提出してください。

なお、特別管理産業廃棄物処分過程の講習会の修了証については、特別管理産業廃棄物処分業の許可申請だけでなく、産業廃棄物処分業の許可申請にも用いることができます。

（４）許可申請の方法及び許可申請手数料について

許可申請については郵送での受付はできません。直接窓口（大分市環境部廃棄物対策課市役所本庁舎4階）までお越しください。なお、申請には申請内容を把握している方がお越しください。申請時、書類等に不備が認められる場合は補正を求めることがあります。

原則、更新許可申請の受付は許可の有効期限のおおよそ2ヶ月前からとなります。

許可申請手数料は、申請する際、現金で納付していただきます。お釣りのないよう準備をしてください。なお、申請後、申請者の都合により申請を取り下げた場合や不許可になった場合、申請手数料を返還することはできません。

産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請に必要な申請手数料は、次のとおりです。

許可の種類	申請する処理業の種類	手数料の額（円）
新規 許可	産業廃棄物処分業	100,000
	特別管理産業廃棄物処分業	100,000
更新 許可	産業廃棄物処分業	94,000
	特別管理産業廃棄物処分業	95,000
変更 許可	産業廃棄物処分業	92,000
	特別管理産業廃棄物処分業	95,000

産業廃棄物処理施設の許可申請に必要な申請手数料は、次のとおりです。

許可の種類	申請する施設の種類	手数料の額（円）
新規 設置許可	縦覧を要する施設※	140,000
	その他の施設	120,000
変更 許可	縦覧を要する施設※	130,000
	その他の施設	110,000
譲受け等 許可	全ての施設	70,000
合併又は分割 許可	全ての施設	70,000

※縦覧を要する施設とは、廃掃法施行令第7条の2で規定する焼却施設、熔融施設、最終処分場

（５）欠格要件

産業廃棄物処理業に関する新規許可、変更許可、更新許可のいずれの申請においても、次の①「対象者」に掲げる者が、②「欠格要件」のいずれかに該当している場合は、許可を受けられません。

① 対象者

○申請者

- ・申請者が、営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人
- ・申請者が法人の場合には、監査役を含む全ての役員

○申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- ア 本店及び支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- イ 上記アのほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者をおくもの

○発行済株式総数の100分の5以上を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

○相談役、顧問その他のいかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者

② 欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 次に掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 廃掃法
 - 浄化槽法
 - その他生活環境の保全を目的とする法令で次に掲げるもの

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

○上記の法令に基づく処分

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

○刑法第204条（傷害）、刑法第206条（傷害現場助勢）、刑法第208条（暴行）、刑法第208条の2（凶器準備集合及び結集）、刑法第222条（脅迫）、刑法第247条（背任）、暴力行為等処罰に関する法律

- ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定により、許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法の規定による聴聞通知があった日
前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む）
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法の規定による聴聞通知があった日から処分の決定する日までの間に事業の廃止届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ト ヘに規定する期間内に事業の廃止の届出を行った場合、聴聞通知の日前60日以内に当該法人の役員、政令で定める使用人、又は個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ 産業廃棄物処理業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチのいずれかに該当する者のあるもの

2 申請の要領

（1）産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請に必要な書類について

産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可申請には、次の一覧表に掲げる書類が必要です。新規、変更、更新によって必要な書類が異なりますので注意してください。なお、平成29年10月1日より、法改正により一部様式が変更しておりますので、ご注意ください。

申請書類の提出部数は正副2部です。（1部（正）の添付書類には原則として、原本を添付してください。1部（副）は申請者の控えとして返却しますので、コピーでも可。）

必要な書類一覧表の記号の意味は次のとおりです。

- = 必ず提出する
□ = 前回の申請時から内容に変更がある場合、必ず提出する
△ = 提出の必要がある場合、提出する
× = 提出不要
◎ = 必ず提出する（ただし、先行許可証の写しの提出により省略可能。表下①参照。）

必要な書類一覧表

必要な書類の種類		様式 番号	許可申請の種類			備考
			新規	変更	更新	
許可申請書（第1面・第2面・第3面）		—	○	○	○	
事業計画 の概要を 記載した 書類	事業概略書	1	○	○	○	変更許可時は、要変更部分記載。
	施設概要書	2	○	○	□	
	業務の具体的な計画	3	○	□	□	
	環境保全計画書	4	○	□	□	
	産業廃棄物のチェック表	独自 様式 1	○	○	○	
事業の用 に供する 施設の構 造を明ら かにする 図面等の 書類	施設の写真	—	○	○	○	施設、産業廃棄物保管場所及びその掲 示板の写真（直近で撮影したもの。）
	配 置 図	—	○	□	○	法第15条の許可施設である場合 は提出不要。（ただし、保管場所 を除く。）
	立 面 図	—	○	□	×	
	平 面 図	—	○	□	×	
	断 面 図	—	○	□	×	
	構 造 図	—	○	□	×	
	施設の処理能力計算書	—	○	□	□	
	設計計算書 (保管施設詳細表 、 面積・容量算出式)	—	○	□	□	
	付近見取図	—	○	□	×	最終処分場に限り提出。
	周囲の地形、地質及び地 下水の状況を明らかにす る書面及び図面	—	○	□	×	
	施設設置許可証の写し (又は適合通知書の写し)	—	○	□	×	法第15条許可施設である場合。 (法対象外施設の場合は適合通知 書の写し。)
土地及び 施設の所 有権又は 使用権原 を証する 書類	土地登記簿謄本 ※ 右記書類を添付	—	○	□	×	・公図、・配置図、・付近見取図を添 付。 ※処理施設(保管場所を含む。)につ いて。
	賃貸借契約書（又は使用 承諾書）の写し	—	○	□	×	土地又は施設の所有権を有しない 場合。
	売買（購入）契約書の 写し	—	○	□	×	施設（土地を除く。）の所有権を 有する場合。

必要な書類の種類			様式 番号	許可申請の種類			備考
				新規	変更	更新	
申請者に関する書類	法人	定款又は寄付行為	—	○	○	○	申請者が法人の場合。定款には「 <u>原本に相違ない</u> 」旨・申請者名・日付を記載する。
		法人登記簿謄本	—	○	○	○	「 <u>履歴事項全部証明書</u> 」
		法人株主の 法人登記簿謄本	—	◎	◎	◎	5/100 以上の法人株主又は出資法人。
		役員等の住民票 (<u>本籍記載のもの</u>)	—	◎	◎	◎	役員、5/100 以上の株主又は出資者、政令に定める使用人等。 ※外国人の場合、 <u>在留カード番号</u> 等記載のもの。
		役員等の「登記されていないこと の証明書」	—	◎	◎	◎	成年被後見人若しくは被保佐人でない 旨の登記事項証明書（申請は法務局）
	個人	住民票 (<u>本籍記載のもの</u>)	—	◎	◎	◎	申請者が個人の場合。 ※外国人の場合、 <u>在留カード番号</u> 等記載のもの。
		「登記されていないこと の証明書」	—	◎	◎	◎	成年被後見人若しくは被保佐人でない 旨の登記事項証明書（申請は法務局）
申請者が 欠格要件 に該当しない旨を記載した書類	誓 約 書		5	○	○	○	申請者、役員、法定代理人、5/100 以上の株主又は出資者、政令に定める使用人等が欠格要件に該当しないことを誓約する書面
処分後の廃棄物の処理方法を記載した書類	中間処理後廃棄物 処 理 計 画 書		6	○	□	□	業として中間処理を行う場合。
海防法第 13 条登録証	廃棄物排出船登録証の 写し		—	○	□	□	海洋投入処分を行う場合。
技術的能力を説明する書類	修了証の写し ※産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（ <u>処分過程</u> ）の修了証		—	○	○	○	修了証の許可申請上の有効期間 新規講習会の有効期間は <u>5年</u> 更新講習会の有効期間は <u>2年</u> ※JWNET 日本産業廃棄物処理振興センター
事業開始に要する資金の総額と調達方法を記載した書類	資金計画書		7	○	○	○	
申請時直前3ヶ年の決算状況等に関する書類	法人	貸借対照表	—	○	○	○	
		損益計算書	—	○	○	○	
		株主資本等変動計算書	—	○	○	○	
		個別注記表	—	○	○	○	
		<u>法人税</u> 納税証明書	—	○	○	○	「その1・納税額等証明用」
	個人	資産に関する調書	8	○	○	○	
		<u>所得税</u> 納税証明書	—	○	○	○	「その1・納税額等証明用」

必要な書類の種類		様式 番号	許可申請の種類			備考
			新規	変更	更新	
分析設備の概要を記載した書類	分析設備概要書	9	○	○	○	<u>特別管理産業廃棄物の処分業の場合のみ必要(ただし、感染性廃棄物のみの場合は不要)。</u>
分析者の知識技能を証する書類	卒業証明書、履歴科目証明書又は免許証	—	○	○	○	
	検査実務従事証明書	—	○	○	○	
その他	変更に係る新旧対照表	独自様式 3	×	○	×	
	更新又は変更前の許可証の写し	—	×	○	○	
	施設の現状及び今後の埋立計画を示す図面					埋立処分を行う場合。
	現状及び今後の石綿含有産業廃棄物の埋立箇所を示す図面					石綿含有産業廃棄物（または廃石綿等）の埋立を行う場合。
	精神の機能の障がいの有無に関する医師の診断書	—	△	△	△	役員等に成年被後見人等が含まれる場合
	長期収支計画書	独自様式 4	△	△	△	<u>債務超過の場合又は3年間の平均損益がマイナスである等</u> の場合は要提出。
	中小企業診断士又は公認会計士の診断書	—	△	△	△	債務超過、自己資本率が10%以下、3年間の平均純利益がマイナス、直前の当期純利益がマイナス及び流動比率が100%未満の全てを満たす場合は要提出。
	委 任 状	—	△	△	△	<u>政令使用人</u> がいる場合は要提出。 ※委任状(業権限委任の旨)、雇用証明書、組織図(「〇〇管理責任者」等及び政令使用人名、「処分」部門要記載)
	雇用証明書	—	△	△	△	
	組 織 図	—	△	△	△	
	先行許可証の写し ※提出する場合、表下①参照。	—	△	△	△	先行許可証を用いる場合、直近のもの(許可年月日から <u>5年以内</u>)を提出。

① 先行許可証の写しの提出により省略できる書類について

許可申請時に産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処理業の新規・更新・変更許可証、又は産業廃棄物処理施設の設置・変更許可証で有効なものであって、「規則第〇条〇〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」の記載のある許可証（以下「先行許可証」という。注2参照。）の写しを提出すれば、住民票等の書類（上記一覧表の◎）については省略可能です。

ただし、先行許可証の許可時から当該申請までの間に役員等に変更があった場合、新しく加入した役員等（既に大分市の許可を有している場合で、大分市に変更の届出が済んでいる役員等については除きます。）については省略できません。また、政令使用人については先行許可証の許可と当該申請で同一人物が定められている場合のみ省略できます。

なお、先行許可証自体の更新の際、当該許可証の写しの添付による省略を行うことはできません。また、先行許可証として用いることができるのは許可年月日から5年以内の許可証に限ります。

注2) 先行許可証に必要な記載事項については以下のとおりです。

- ・「規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無」(産業廃棄物収集運搬業)
- ・「規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無」(産業廃棄物処分業)
- ・「規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無」(特別管理産業廃棄物収集運搬業)
- ・「規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無」(特別管理産業廃棄物処分業)
- ・「規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 無」(産業廃棄物処理施設)

② 原本照合について

「住民票」、「登記されていないことの証明書」、「法人登記簿謄本」、「納税証明書」等の公的機関が発行する証明書については、原則として原本を申請書(正)に添付する必要がありますが、原本を持参し、そのコピーを添付していただくことにより、こちらで原本照合を行い、適正と認めた場合は原本をその場でお返しします。原本照合を希望される場合は申請時に申し出てください。

(2) 申請書の作成要領について

① 申請書の作成要領

○申請書第1面

- ・「申請書表面右上の日付」
許可申請書を提出する年月日を記載してください。(添付書類についても同様。)
- ・「申請者」
申請者が個人の場合は、住所、氏名、電話番号を記載してください。また、法人の場合には、法人登記簿に記載された本店の所在地、商号、代表者の役職及び氏名、電話番号を記載してください。
- ・「事業の範囲」
取り扱う産業廃棄物の種類については、2 (3)(P. 10)を参照してください。
- ・「事務所及び事業場の所在地」
「事務所」の欄には、問い合わせの窓口となる事務所の所在地と電話番号を記載してください。「申請者」の欄に記載したものと同一であれば、「同上」でもかまいません。
「事業場」の欄には、処理施設や保管施設などのある場所を記載してください。住居表示ではなく、土地登記簿謄本の所在地・地番で記載してください。

○申請書第2面

「法第14条第5項第2号ニに規定する役員(申請者が法人である場合)」の欄には、監査役も含め、法人登記簿に記載されている役員全員の氏名、ふりがな、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を住民票のとおりに記載してください。(誤字脱字のないよう一字一句正確に記入をお願いします。)

○申請書第3面

- ・「発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者」について、氏名、ふりがな、生年月日、本籍及び住所を住民票のとおりに記載し、保有する株式の数又は出資の額を記載してください。(株主が法人の場合は、法人登記簿謄本のとおり名称、住所等を記載してください。)
- ・「令第6条の10に規定する使用人」の欄には、次に該当する者がある場合記載してください。
 - ア 本店又は支店の代表者
 - イ 産業廃棄物の収集運搬又は処分等の業に係る契約を締結する権限を有する者が役員等以外である場合

② 添付書類の作成要領

○「事業概略書」

- ・「産業廃棄物の種類」の欄には、法に基づく廃棄物の種類を申請に係るすべてについて記入してください。
- ・予定排出事業場が申請段階で特定できない場合は、「市内製造事業所等」、「市内解体事業場等」などと記載してください。業種指定のある産業廃棄物については、予定排出事業場の業種が指定の業種に該当するかについて注意して記載してください。

○「資金計画書」

新規に施設の設置を行うにあたって、必要な資金の総額を記載してください。

また、既存の施設及び事業場を使用し、処理業の許可申請に際して、特に資金を必要としない場合は、その旨を記載してください。

○申請時直前の3ヶ年の決算状況等に関する書類…次のいずれかに該当する場合

「法人設立が最近（設立から3年未満）のため、書類（決算報告書、納税証明書）が3ヶ年分ない場合」、「債務超過の状態である場合」、「直近3ヶ年分の平均経常損益（又は純損益）がマイナスの場合」は、「長期収支計画書（独自様式4）」及び「長期収支計画表（独自様式4別紙）」を添付してください。また、法人設立が最近のため書類が3ヶ年分ない場合については、その旨を記載した理由書も合わせて提出ください。

（3）取り扱う産業廃棄物の種類

① 産業廃棄物の分類

申請書の「事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類）」の欄には、次のア、イ、ウに掲げる分類に従って記載してください。特に、次の点に注意してください。

（注意事項）

- ・汚泥については、有機汚泥・無機汚泥の取り扱いについて、括弧書きで明記してください。
- ・石綿含有産業廃棄物（注3参照。）については、飛散防止として破碎又は切断は原則禁止されていることから、熔融施設に付随する前処理施設で行う破碎を除き、「石綿含有産業廃棄物を除く。」と記載してください

注3）石綿含有産業廃棄物とは石綿を含む廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除き、「工作物（建築物を含む。）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」であり、「がれき類」や「廃プラスチック類」等に分類される（含まれる）ものをいう。

- ・水銀使用製品産業廃棄物（注4参照）を含むか否かについて記載してください。

注4）水銀使用製品産業廃棄物とは次の①～③の製品が産業廃棄物となったものをいう。

- ① 蛍光灯やHIDランプ、水銀体温計等の「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品
- ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

- ・水銀含有ばいじん等（注5参照）を含むか否かについて記載してください。

注5）水銀含有ばいじん等とは、水銀汚染物のうち特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものをいう。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられていますのでご注意ください。

- ・ 燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥については、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有するものが対象となります。なお、水銀を1,000mg/kg以上含有するものについては水銀回収義務の対象となります。
- ・ 廃酸・廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/Lを超えて含有するものが対象となります。なお、水銀を1,000mg/L以上含有するものについては水銀回収義務の対象となります。

ア あらゆる事業活動に伴って発生する産業廃棄物

○燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃の掃出物など
○汚 泥	工場排水処理や製品の製造工程で排出される泥状のもの
○廃 油	潤滑油・洗浄油などが不要になったもの
○廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など、酸性の廃液
○廃アルカリ	廃ソーダ液、アルカリ性の廃液
○廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムなど
○ゴムくず	天然ゴムのくず
○金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
○ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず
○鉱さい	高炉、平炉、電気炉などの残さい、不良鉱石など
○がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片など
○ばいじん	ばい煙発生施設又は焼却施設の集じん施設で集められたもの
○施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物など）

イ 特定の事業活動に伴って発生する産業廃棄物

○紙くず	建設業に係わるもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、出版業、印刷加工業などの特定の業種が排出する紙くず
○木くず	建設業に係わるもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業（家具等のリース業）などの特定の業種が排出する木くず、又は貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず（業種指定なし）
○繊維くず	建設業に係わるもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から排出されるもの
○動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
○動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
○動物のふん尿	畜産農業から排出される動物のふん尿
○動物の死体	畜産農業から排出される動物の死体

ウ 上記ア、イの廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物

② 特別管理産業廃棄物の分類

申請書の特別管理産業廃棄物の種類の欄には次の第1表及び第2表の分類に従って記載してください。特に、有害物質を含む特別管理産業廃棄物を取り扱う場合には、第2表を参考にして含有する有害物質の種類を併記してください。

(第1表)

○廃 油		揮発油類、灯油類、軽油類(引火点70℃未満の燃えやすい廃油類)	
○廃 酸		水素イオン濃度指数が2. 0以下	
○廃アルカリ		水素イオン濃度指数が12. 5以上	
○感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される感染性病原体を含むか又はその恐れのある産業廃棄物(血液の付着した注射針、採血管など)	
特定有害産業廃棄物	○廃 P C B 等	PCB及びPCBを含む廃油	
	○ P C B 汚 染 物	汚泥(PCBが染み込んだもの) 紙くず(PCBが塗布され、又は染み込んだもの) 木くず(PCBが染み込んだもの) 繊維くず(PCBが染み込んだもの) 廃プラスチック類(PCBが付着し、又は封入されたもの) 金属くず(PCBが付着し、又は封入されたもの) 陶磁器くず(PCBが付着したもの) がれき類(PCBが付着したもの)	
		○ P C B 処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、省令で定める基準に適合しないもの
		○廃水銀等	
		○廃石綿等(飛散性のあるもの)	
		○第2表に掲げるもの	

(第2表)

有害物質 \ 廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	有害物質 \ 廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	汚泥
水銀又はその化合物		○	○	○	○	○		○	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○				○
アルキル水銀化合物		○	○	○	○	○		○	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○				○
カドミウム又はその化合物		○	○	○	○	○	○	○	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○				○
鉛又はその化合物		○	○	○	○	○	○	○	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○				○
有機りん化合物		○	○	○				○	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○				○
六価クロム化合物		○	○	○	○	○	○	○	1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○				○
ヒ素又はその化合物		○	○	○	○	○	○	○	チウラム		○	○	○				○
シアン化合物		○	○	○				○	シマジン		○	○	○				○
PCB		○	○	○				○	チオベンカルブ		○	○	○				○
トリクロロエチレン	○	○	○	○				○	ベンゼン	○	○	○	○				○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○				○	セレン又はその化合物		○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○				○	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		○		○
四塩化炭素	○	○	○	○				○	ダイオキシン類		○	○	○		○	○	○

(4) 許可申請書記載例

別紙記載例を参照してください。